

医療用材料物流管理業務委託契約書（案）

社会福祉法人 恩賜 財団 済生会支部茨城県済生会茨城県立こども病院（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）の間において、医療用材料物流管理業務（以下「当該業務」という。）に関し次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、茨城県立こども病院において、医療用材料の物流管理を一元的に管理するシステム（以下「SPDシステム」という。）を安定的かつ効率的に運用することを目的とする。

（契約の概要）

第2条 甲は、次に掲げる条件により当該業務を乙に委託する。

- （1）管理料 1ヶ月 1床あたり 円（うち消費税 円）
- （2）業務内容 甲の指定する場所への医療用材料の適正配置及び運用管理とし、別紙仕様書の通りとする。
- （3）契約期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- （4）単価契約 購入物品の単価契約（以下「単価契約書」という。）は、別途締結する。

（管理物品）

第3条 当該業務において管理する物品は、単価契約書のとおりとする。

（情報の提供）

第4条 SPDシステムの運用に必要な情報の提供は、甲乙双方が認める範囲で協力するものとする。

（譲渡又は承継の禁止）

第5条 乙は、この契約により生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

（支払方法）

第6条 乙は、管理料を月末までに甲に請求し、甲は、翌月末までに支払うものとする。

（物品の所有権）

第7条 乙により配置された開封前の物品については、預託品として取り扱うものとし、甲が開封した時点で納入されたものと見なす。

（管理義務）

第8条 乙が配置した医療用材料の全般的な管理については、甲の責任とする。

（物品の保証）

第9条 当該業務において管理される物品の中に破損品、不良品、滅菌期限切れ品等が含まれていた場合は、乙が責任をもって交換するものとする。

（業務日）

第10条 物品の納入は、原則として毎日とする。

2 乙は、緊急時及び休日等の業務時間外における不測の事態に対処するため、連絡体制を確保すること。

（免責）

第11条 甲の指示により配置されたSPD対象物品について使用できなくなった物品についての免責は別紙仕様書によるものとする。

（秘密の保持）

第12条 甲乙双方とも、この業務において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（事情変更）

第13条 この契約締結後において、市場価格等に変動があった場合は、甲乙協議のうえ、契約単価の変更を行うことができるものとする。

(契約の解除)

第14条 当事者の一方が、この契約を履行しないときは、甲又は乙は契約を解除することができる。この場合における損害賠償は、甲乙協議の上定めるものとする。

(関係法令の遵守)

第15条 乙は、本件契約の履行に当たり、関係する法令及びそれに定める手続きを遵守し、業務を適正かつ円滑に遂行し、違法行為は行わないものとする。

2 乙は、社会福祉法人 恩賜財団 済生会が定める社会福祉法人 恩賜財団 済生会法令遵守規程を理解し、誠実に本件契約を履行するものとする。

(疑義解釈)

第16条 この契約に規定のない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 7年 4月 1日

甲 水戸市双葉台3丁目3番地の1
社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部茨城県済生会
茨城県立こども病院
病院長 新井 順一

乙